

滋賀県国土強靱化地域計画改定の 方向性および骨子案について

1 国土強靱化推進の枠組

事前防災・減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「**強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法**」(以下「基本法」という。)**画**」(以下「基本計画」という。)**画**」が平成25年12月に公布・施行され、「**国土強靱化基本計画**」(以下「基本計画」という。)**画**」が平成26年6月に策定された。

本県においても、基本法に則り、「**滋賀県国土強靱化地域計画**」(以下「地域計画」という。)**画**」を平成28年12月に策定し、平成30年12月の基本計画の見直しや、令和元年8月の「**国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議**」の申し合わせ事項(地域計画に基づく取組や事業に対して国関連予算の交付を「**重点化**」「**要件化**」)を踏まえ、令和2年6月に地域計画を改定した。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

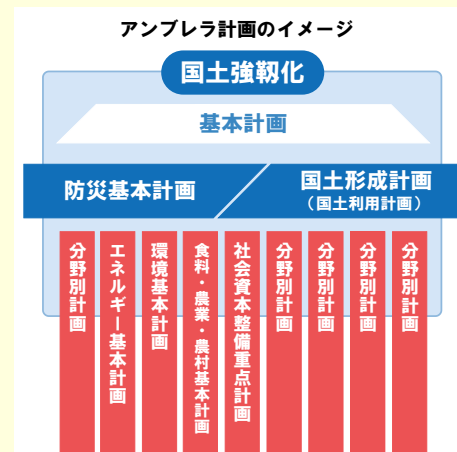
(H25.12.11 公布、施行、R5.6.16改正法公布、施行)

■目的、基本理念

・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する。

■基本方針

1. 人命の保護が最大限図られること。
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
4. 迅速な復旧復興に資すること。
5. 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
6. 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることを基本としつつ、特に重大性又は、緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
7. 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。



国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年毎に見直し
- ・大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映

防災・減災、国土強靱化のための
3か年緊急対策
(平成30年度～令和2年度)

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策
(令和3年度～令和7年度)

実施中期計画

調和

国土強靱化地域計画

- ・都道府県または市町村が策定・見直し
 - ・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画
 - ・国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る都道府県、市町村の計画等の指針となる
- ⇒滋賀県および県内全市町で策定済
全国では、全都道府県、1,732/1,741市区町村が策定済

2 現行の滋賀県国土強靱化地域計画の進捗状況

41の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらを回避するため63の施策と39の重要業績指標(KPI)により、強靱化の取組を推進

■令和5年度における重要業績評価指標(KPI)に対する進捗状況の概要

施策項目 \ 進捗率	～20% 未満	20～ 40% 未満	40～ 60% 未満	60～ 80% 未満	80～ 100% 未満	100%	集計中	数値なし	合計
行政機能／警察・消防等	0	0	1	1	0	2	0	0	4
住宅・都市	1	0	3	2	2	1	0	2	11
保健医療	1	0	0	0	0	1	0	0	2
エネルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通・物流	0	2	0	0	1	1	0	0	4
農林水産	0	2	0	0	1	1	0	0	4
国土保全・土地利用	0	0	1	0	1	4	2	0	8
環境	2	0	0	0	1	0	0	0	3
リスクコミュニケーション	1	0	0	1	0	0	0	0	2
老朽化対策	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	5	4	5	4	6	10	3	2	39

(令和6年6月末集計時点)

3 滋賀県国土強靱化地域計画の改定と方向性

1 趣 旨

基本法の制定から10年が経過しようとする中、**令和5年6月に基本法が改正**され、**7月には基本計画が改定**され、地域計画についても**令和6年度で計画期間の最終年度**を迎えるため、国の動向を踏まえた改定を行う。

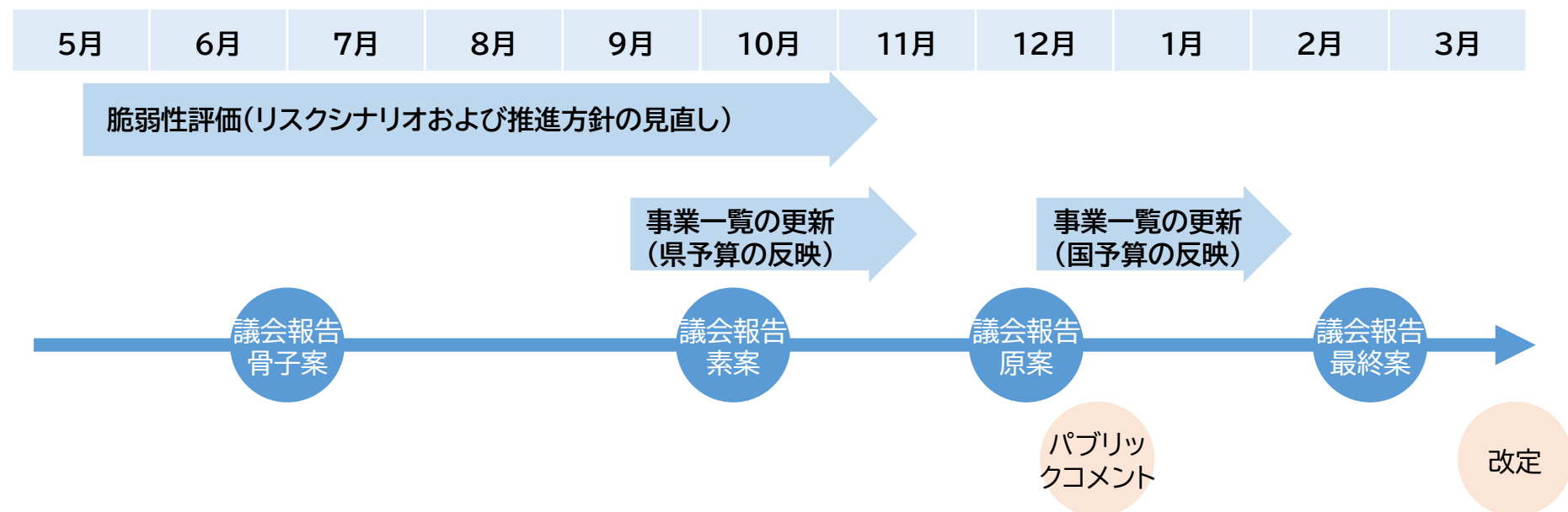
2 基本的な考え方

基本計画の見直し内容を踏まえ、基本計画と調和のとれた地域計画とする。

3 改定後の計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とする。

4 スケジュール案



新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規 ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規
デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めとした
官民連携強化

新規
地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

12の個別
施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的
分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

第1章

計画策定の趣旨

- ・過去の自然災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない自然災害に対して、平時から対策を行うことが必要
- ・「琵琶湖西岸断層帯」や「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や近年増加する傾向にある局地的な大雨等の風水害への対応が大きな課題
- ・人口減少社会において、公共施設等社会資本の維持管理、更新等が課題
- ・国土強靱化基本法の規定に基づく本県の国土強靱化にかかる「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定
- ・令和5年7月の国土強靱化基本計画の見直し内容等を反映

基本的な考え方

<基本目標>

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

<事前に備えるべき目標>

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、**関連死を最大限防ぐ**
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ **情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

国の計画改定に合わせて改正

<対象とするリスク>

大規模地震および風水害等

<計画期間>

令和7年度から令和11年度 5年間

現行の「事前に備えるべき目標」

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な**情報通信機能・情報サービス**は確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等**の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ **制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章

本県の地域特性

地勢 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等 近畿の水源である琵琶湖
 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝 製造業を中心とする内陸工業県 周辺地域における原子力施設の立地

第3章 脆弱性評価

国の基本計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を45から35に見直し

対象としたリスクを踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、〇〇の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

「起きてはならない事態(リスクシナリオ)」に向けて、現状の課題(別紙1)と今後の施策を分析・整理
重要業績指標(KPI)を設定(別紙2)し、進行管理に活用

現行の「脆弱性評価」

8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、41の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

【個別施策分野】

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産
⑧国土保全・土地利用、⑨環境

【横断的施策分野】

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③デジタル活用

国の計画改定に合わせ
「デジタル活用」を追加

推進方針に基づく事業一覧(別紙3)を添付

第5章 計画の推進と不断の見直し

国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、取組を推進
県地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、毎年度その進捗状況を把握
外部環境の変化等に応じて見直す

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別紙2 個別・横断的施策分野別KPI一覧

別紙3 施策分野別事業一覧